

議案第 85 号

狭山市行政組織条例の一部を改正する条例

狭山市行政組織条例（昭和 55 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「総合政策部」を「企画財政部」に、「福祉こども部 を
長寿健康部 」

「福祉部 に改め、同条に次の 1 項を加える。

こども支援部

健康推進部 」

2 前項に掲げる部のほか、防災その他の危機管理に関する事務を行うため、危機管理課を置く。

第 2 条の表総合政策部の項中「総合政策部」を「企画財政部」に改め、同表総務部の項第 7 号中「公共用地」を「公共施設等の総合管理」に改め、同項中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（8）市有建築物の営繕に関すること。

第 2 条の表市民部の項第 2 号中「市民協働」を「市民活動」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 10 号中「交通対策」を「交通安全」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 11 号中「危機管理」を「防犯」に改め、同号を同項第 10 号とし、同表中

「福祉こども部 を「福祉部 に改

- | | |
|------------------|-----------------|
| （1）社会福祉に関すること。 | （1）社会福祉に関すること。 |
| （2）障害者福祉に関すること。 | （2）障害者福祉に関すること。 |
| （3）児童福祉に関すること。 」 | （3）高齢者福祉に関すること。 |

こども支援部

- | |
|-------------------|
| （1）児童福祉に関すること。 |
| （2）青少年の育成に関すること。」 |

め、同表長寿健康部の項中「長寿健康部」を「健康推進部」に改め、同項第 1 号中「高齢者福祉」を「健康」に改め、同項第 2 号中「介護保険」を「保健衛生」に改め、同項第 5 号中「健康」を「介護保険」に改め、同表都市建設部の項第 2 号中「土地区画整理」を「市街地整備」に改め、同項第 3 号中「市街地再開発」を「道路及び橋りょう」に改め、同項第 4 号中「道路及び土木」を「水路及び雨水対策」に改め、同

項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表第1の5の項中「教育委員会」を「市長」に改める。

別表第2に次のように加える。

5 市長	狭山市立学童保育室条例による学童保育室の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3を削る。

令和3年11月26日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

効率的かつ効果的な市政運営の推進を図るため、行政組織の改正をしたいので、この案を提出するものである。